

## 令和6年度第2回埼玉県感染症対策連携協議会 議事概要

1 日時 令和6年10月23日(水) 17時00分～17時30分

2 開催方法 Zoomによるオンライン開催

3 出席者

【委員】(23名出席)

会場：金井委員、丸木委員、表委員、本多委員

オンライン：松山委員、浅野委員、畑中委員、澤登委員、関口委員、坂木委員、篠塚委員、伊藤委員、内田委員、関森委員、白石委員、  
長江委員、山下委員、桑島委員、丸山委員、岡本委員、原委員、荒井委員、案浦委員

【事務局】谷口感染症対策課長及び担当者

【傍聴者】一般の傍聴希望者なし

4 議題

- (1) 医療措置協定等の締結状況について
- (2) 新型インフルエンザ等対策行動計画について
- (3) 今後のスケジュールについて

5 内容

- (1) 開会
- (2) 議題

ア 医療措置協定等の締結状況について  
資料1に基づき事務局より説明した。

【質疑・意見等】

○ 委員

物資の確保の個人防護具の備蓄に関して、個人防護具の具体的な品目は定めていないのか。定めてあれば教えていただきたい。

○ 事務局

備蓄を行う個人防護具について、国は、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5種類を規定している。

○ 委員

物資の確保に関して、協定締結医療機関の8割以上が個人防護具の備蓄を十分に行うという目標を設定しているが、今の県の訪問看護ステーションの実態からすると、ステーションの規模としても小規模の事業所が多く、個人防護具の備蓄をする場所を考えても、厳しいのではないかと考える。県として、物資の確保のための補助金を御検討いただけるか。

○ 事務局

今年度については、協定締結医療機関に対して、個人防護具そのものではなく、個人防護具を保管する施設等の改修費や設置費等の補助メニューを用意していたところである。来年度については、予算折衝も含めて検討して参りたい。

委員の御意見のとおり、施設の規模等によっては物資の確保が苦しいという実情もあると思うが、感染症発生時に職員や患者を守るために、いずれの施設に対しても、最低限の個人防護具の確保については可能な限りお願いできればと考えている。

また、県としても、県内の医療機関の診療を確保するために、別途個人防護具の確保を検討している。そういったものを組み合わせながら、感染拡大期には対応して参りたいと考えている。

○ 委員

個人防護具には期限があるので、そのこともしっかり考えて、県で予算配分を御検討いただけるとありがたい。

○ 事務局

なお、各医療機関等で備蓄する个人防护具については、医療機関において平時から備蓄物資を積み増し、順次取り崩して使用することを繰り返す回転型備蓄も行っていくことが国の考え方として示されていることについて、補足としてお伝えする。

○ 委員

委員の質問に対する事務局の回答について、今年度は何らかの補助が用意されているということか。个人防护具の保管場所の確保の補助は来年度の補助として考えているということか。いつの時点の話で、対象がどうなっているのかが不明瞭であったので、明瞭にしていきたい。

○ 事務局

个人防护具の保管に係る補助については、今年度、協定締結医療機関向けの補助金を用意した。来年度については、現時点で国から明確な回答はないが、確保の方向で考えているという話も聞いている。国の補助メニューの情報を踏まえながら、県として予算編成に臨みたいと考えている。

イ 新型インフルエンザ等対策行動計画について

資料2に基づき事務局より説明した。

【質疑・意見等】

○ 委員

行動計画における備蓄について、各協定締結医療機関が自ら確保する目標値は決めているのか。

また、県として備蓄状況の確認は行う予定はあるのか。計画の実効性を担保するためには、備蓄状況の確認方法を明確にする必要がある。

○ 事務局

物資の備蓄量について、医療機関は大臣公表から概ね 2 か月分の個人防護具を用意することと国から示されている。感染状況によってはマスクやガウン等が足りなくなることも考えられるため、協定締結医療機関だけに物資の確保を任せるのではなく、県としても国から示された目標数の物資を確保することになっている。個人防護具については、必要となる場所に配付できればと考えている。

個人防護具の備蓄量については、各医療機関が年に 1 回 G-MIS に備蓄量を入力することになっている。医療機関が入力した内容を県で確認することにより、医療機関が実際に個人防護具を備蓄していることの実効性を担保して参りたいと考えている。

○ 委員

個人防護具は高価なものであるため、実際に確保できているかどうか、十分に備蓄できるかどうか不安な面がある。そこも踏まえて、県として適切に管理をしていただければと思う。

○ 会長

特措法と感染症法があるが、備蓄のことに限らず、両法律で問題がある部分や補う部分は何があるか。

○ 事務局

新興感染症発生時については、予防計画と行動計画が重なる部分となり、行動計画においても予防計画と整合性を取ることが示されている。個人防護具の備蓄について、予防計画では協定を通じて医療機関が確保することを定めているため、それとの整合性を取りながら行動計画でも整理することとしている。

○ 会長

医療措置協定と行動計画とで整合性を取るということで承知した。

○ 委員

医療機関における个人防护具の備蓄量を県が全部把握することは難しい。まずは医療機関が自施設の備蓄を把握し、足りない分を報告するようなシステムをボトムアップとして作るべきであるとする。そうすることにより、県もよりうまく動けると思う。

○ 会長

非常によい話で、御意見のとおりであると思うが、事務局から何かあるか。

○ 事務局

今後この行動計画を実行するに当たっては、医療機関の皆様と歩調を合わせながら進めることが重要であるとする。必要な情報を共有しながら確認できればと思うので、どうぞよろしく願います。

○ 会長

将来的に一元的に管理できるようなシステムが出来上がれば一番よい。

ウ 今後のスケジュールについて

資料3に基づき事務局より説明した。

【質疑・意見等】 特になし

(3) 閉会